

第6回 門真市新体育館・生涯学習複合施設建設 基本構想・基本計画策定委員会 議事録

日 時：平成24年12月27日（木） 午後3時30分～午後5時50分
場 所：門真市役所第2別館（教育委員会）3階 第1会議室
出席者（委員）：下村委員長、山田委員、岡本委員、稲毛委員、中野委員、柴田委員、川村委員
桂委員、清澤委員、宮本委員、石原委員
（事務局）：渡辺次長、脊戸課長、秋月図書館長、東田課長補佐、清水主任、藤田係員
（コンサルタント）：株式会社アール・アイ・エー 大阪支社 上田、高見
議 題：
案件1…基本計画（案）について
その他

事務局(司会) 第6回門真市新体育館・生涯学習複合施設建設基本構想・基本計画策定委員会を開会します。

お手元の資料のご確認をお願いします。資料1 議事次第です。資料2 「新体育館基本計画（案）」です。資料3 「(概要版) 新体育館基本計画（案）」です。資料4 「生涯学習複合施設建設基本計画（案）」です。資料5 「(概要版) 生涯学習複合施設建設基本計画（案）」です。最後に資料6 「第5回策定委員会での意見及び対応の整理」です。

次に、委員の皆様方13名中11名が出席していただいておりますので、委員会が成立していることを確認させていただきます。本日、今西副委員長が欠席となっております。

本日は、基本計画（案）についてのご検討、それからまとめをお願いいたします。それでは、この後の進行を下村委員長よろしく願いいたします。

下村委員長 今日集まっていたいただいた意義は、年明けに市民の方にこの案へのご意見を頂戴する、パブリックコメントに出す資料としてこの委員会で確認しておく必要があるということです。従いまして今日はこの基本計画（案）2つありますが、本委員会で意見をいただくのが今日が一応最後でございますので、中身を確認いただいてこれで良いかどうかというところを、ご審議いただければと思っておりますのでよろしく願いいたします。

それでは早速、次第に基づきまして進めてまいりたいと思いますが、基本計画（案）について、一気に進めますか、それともひとつずつしていきますか。

事務局(司会) 案件1の基本計画につきましては先ほど委員長からお話がありましたように、本日も議論いただきました内容もちましてパブリックコメントを1月の17日から2月の7日にかけて、実施する見込みでございます。まず今回につきましては、体育館の方からご議論いただきまして、その後複合施設の方に移らせていただきたいと

思います。

事務局（R I A） それでは説明の方に入らせていただきます。既に何回かお目通しいただいていますので、前回の第5回策定委員会でいただきましたご意見等に基づきまして採用させていただいた項目等を中心にお話したいと思います。

資料2と資料6をご覧くださいと思いますが、資料6の青い色で塗ってあるものが体育館に対するご意見で、ひとつは提案資料への対応として前回の第5回の委員会で色々委員の方から提案書をいただきました。それに対するご回答になっています。それから2では、委員会で出ました意見への対応で、4ページに書いています。青い方の内容についてご説明をさせていただきます。ひとつ目の意見で団体に利用するスペースが組織的・独占的になることへの配慮。これにつきましては、本編の19ページで独占的な利用とならないよう、大・小体育室の区分利用や多目的スタジオの有効活用など管理運営面に対応する主旨を、基本計画の中の機能設定の部分で記述させていただきました。19ページ、スタジオ等は20・21ページに個人利用についても連記をさせていただく形で記載しております。

続きまして、2番目3番目。これは関連してという形になってはいますが、個人で気軽に利用できるスペースは、一人でいつでも利用できるように配慮すること。また個人で健康増進に利用できるスペースでは、競技技術の上達より健康増進を主とする。具体的な提案としては、フィットネス、太極拳、健康維持水中運動、ジョギング・ウォーキングコースの整備などをいただいております。これにつきましては、本編の21ページのところで個人で気軽に利用できる諸室・設備として、屋内外にてランニングコースの設置を計画しているほか、市民の基礎体力の向上・健康維持や予防医学に資する部屋として、トレーニング室の設置を計画しています。また、ソフト面ではスポーツ教室・健康教室の実施についても記述しております。あと、例としてあげていただいております健康維持水中運動につきましては、その有効性は当然認められるものですが、今回の施設があまり水に関係のない構成ということで、計画の中では取り上げない形にさせていただいています。

それから4番目の無料ではなく、利用料を払い楽しむ。常識的な秩序・環境維持のためということでいただいております。これにつきましては諸室の利用は受益者負担の観点から有料で検討するということです。

あと5番目、世代交流と世代に応じた利用形態への配慮、これは23ページの付帯機能のところでは世代交流は、談話室や交流・休憩スペースで対応することを想定とする、これらのスペースを動線の結節点、いわゆる交わるという意味です。配置することや明るく開放的でゆとりあるスペースとして計画することで、自然と人が集い・交流するような場を目指す形をとっております。世代に応じた利用形態への配慮に関しては、スポーツ教室・健康教室等のプログラムの実施の部分にて記述をさせていただく内容になっております。

それから6番目に門真として育成強化する種目の提言・実施です。これの具体的な話ですが、本委員会では体育館の機能的な面の検討とし、今回は含まない形になっています。

7番目8番目は、ダンス及び演芸稽古、太極拳、エアロビクス、エクササイズです。これは本編の20ページで多目的スタジオを設置する中で、このような活動ができるスペースを確保していくことしております。

それから9番目に各種機器です。これは21ページの、市民の基礎的体力の向上(健康維持)や予防医療に資するトレーニングルーム室にて対応する形で記述させていただいております。

10番は、健康水中運動施設・補助温浴施設です。これは3番の回答と同じにしております。ジョギングコース・ウォーキングコースは2番のところに書いている内容と同じです。

次に、12番の更衣・シャワー・ロッカー室は設置するというので、25・26ページの付帯施設のところに記載しております。

続きまして入口ホールに展示スペースを導入することについては、エントランスに展示設備を設置することで、24ページに記載しております。会議室についても設置することで、25ページの活動支援機能の中に会議室を記載しております。

次に展示・イベント空間としての設備で、照明・空調・音響・展示・舞台などの導入について、本施設はスポーツ活動に適した設備を最優先にするということで、今の文化施設も含めて総合的な中で活用を図ることになっております。

16番の臨時簡易観覧施設(移動式・仮設式)ですが、今回観覧スペースを大体育室の方に設けることとしておりますので、仮設のものは考えておりません。

17番目が新体育館の外部空間に対する提案で、駐車場の緑化、外観デザインの魅力・ランドマーク、ジョギング・ランニングコースの起点終点、更衣室・シャワー室・休憩室との利用連携や、屋上緑化、太陽光パネルの設置のご意見については、24ページ25ページ及び32ページで記載しております。基本計画では、外部空間の基本的な考え方については、今後設計の段階でより具体的なお提案をいただくこととしておりまして、32ページのところの敷地計画や屋外計画に、特に注視すべき事項を記載している内容になっています。

18番として、公式ルールでのコート割りではなく、門真市のルールに応じたコート割りで検討することで、ポール、ラインの位置が異なってきます。前回公式競技のスペースということで、大体育室、小体育室についてのお話をさせていただきましたが、これにつきまして門真市での使われ方を参考に利用のスペース形態を書いております。これは29ページでアリーナ等について修正を加えさせております。バスケットコート2面、バレーボール3面、うち1面は9人制ができるようなスペースなどを入れております。これは参考で40～43ページに、地域ルールという形でサイズを書いております。これで見ますと、4つ程競技別のパターンを記載していますが、43ページの卓球の30面取れるスペースという形で36×45mぐらいの大きさ約1,600㎡と書いてありますが、この大きさがあれば先ほどいいましたような各機能が満足できる体育室が確保できるだろうということです。そのあたりをひとつの基準で、今後大体育室については検討を進め、計画の中でまとめてさせていただきます。

続きまして4ページの方に委員会での意見への対応でございます。1番目は、建築計画の図は詳細すぎるのではないかとということで、今回基本計画を取りまとめるにあ

たりましての計画案についてですが、どこまで表記するかは非常に難しい問題なので、これはあとで概要版を説明するときにご説明したいと思いますが、基本的には33ページのような形で、お答えとさせていただきます。それから2番目に大・小体育室の区分利用について、ネット等の設備は後付けになると使い勝手の悪いものになりかねませんので、ある程度しっかり決めておいた方がよいのではないかとことです。これは、19ページ等で大・小体育室の区分利用についてどういった割り方・設備とするのかについて、利用者の観点から参考になる方法等がある場合は、今後も参考になるご意見をいただきながら本委員会にて、基本的には大体育室としては区分ができるような形を考えていくことで、スタートしていきたいということです。

3番目が設計条件を見越して、大・小体育室の面積の最低基準値を設けておく必要があるのではないかとということで、これは、一応大きさそのものよりも機能面でこういうものが確保できることを記載しています。大体育室の最低基準につきましては、バスケットコート2面、バレーボールコート3面（うち1面は9人制）が確保できること。小体育室の最低基準としては、バスケットコート1面、バレーボール1面を確保できるということ。前は少し大きめの小体育室というお話をさせていただいて、広すぎるのではないかとということで、近隣のもので500㎡くらいのお話がありましたが、これについても先ほどもありましたような形のバスケットコート1面、バレーボール1面、バドミントンが3面ぐらいできるようなスペースということで、かつこで500㎡と書いていますが、だいたいバスケットボールコートを基準に考えますと600㎡強ぐらいは必要と思っております。報告書の中では機能面ということで面数で表現させていただこうと思っております。

以上が前回、第5回の策定委員会で意見書を提出いただいたり、委員会での意見についての修正箇所です。これを受けまして体育館の基本計画（案）を取りまとめております。これについて本編は今申し上げた修正箇所ですが、全体の構成として簡潔に概要版でご説明したいと思っておりますので、資料3を見ていただければと思います。原案と書いてありますものと案1と書いてありますものがありますが、基本的には原案の方でということをございます。これは何が違うかという裏面の整備計画モデルについてどこまで書くかというあたりが異なっております。ということで原案を中心に説明を進めていきます。まず構成としては、1枚目は門真市新体育館基本構想ということで、この委員会の前半で色々議論いただきました内容。基本コンセプトとして誰もが身近に利用しやすい生涯スポーツ推進拠点ということで、3つの内容について述べていて、これを受けて整備する施設の部門を体育館部門・付帯部門という形に分け、体育館部門については『市民誰もが多様なスポーツ・運動に親しめる場』、付帯部門では『幅広い交流を育む、市民に身近な憩いの場』というものを考えています。配慮すべき事項としてアクセス動線、景観、防災、環境、その他という項目をあげております。それと諸条件の整理ということで、敷地の条件で最終的なところまでは決まっておりますが、だいたい5,400㎡くらいということですので、最大が10,000㎡くらいになります。建物を上から見たときの大きさとしては3000㎡強、千坪弱になります。アンケート調査から求められる機能ということで5つ程あげています。体育館の位置と周辺との関係の課題の整備として体育館は、体育館部門あと付帯部門、管

理・サービス部門の3つに分け、体育館部門の中ではアリーナ機能ということでメインの大体育室、それからサブとなる小体育室、武道室というようなもので構成される体育館の本体部分になるかと思えます。その他にスタジオ機能ということで、多目的のスタジオというものを複数設けることで、利用者のニーズに合ったより細かい活動ができるなど、市民の個人利用の促進にもできるだけ努めるということも考えております。健康増進機能ということでトレーニング室とか体力測定室、ランニングコース等の設置ということで、これも体育館の個人利用を促進するということが記載しております。それから、観覧機能ということで観覧スペースを設け、観ることでのスポーツに参加するとともに、大会時の待機スペースを兼ねることも考えています。多世代を含めて子育て世代の支援ということで、幼児期運動支援機能も設けていこうと考えております。これを支えるための空間としての付帯部門として滞留・飲食機能、それから活動支援という形で総合型地域スポーツクラブを始めとして各種スポーツ団体を支援していくためのスペースの確保。加えて情報発信機能を持つということ。管理・サービス部門もつけて支えていくということです。それを受けまして、敷地計画、配置計画、建築計画、屋外計画を掲げていくことになっておりまして、それが次の裏面のところでございます。整備計画モデルということで敷地計画につきましてはシビックゾーンと古川橋駅ゾーンとの連携を視野に入れた計画とすること。シビックゾーンとの連続性、一体的な利用を検討する。配置計画ということでは、誰もが分かりやすく使いやすい機能構成・配置・動線計画とすること。周辺地域、道路、及び電車からの見え方に配慮したデザインとすること。周辺公共施設と調和した上質なデザインとする内容にしております。また建築計画につきましては、周辺環境との関係性に配慮したアプローチ、エントランスを計画すること。それから施設と外部空間の一体性・連続性を確保した計画とすること。屋外計画につきましては、歩車分離など適切な各種動線計画とすること。周辺の緑の活用、うるおいの創出など良好な景観形成に配慮すること。動的なゾーン（運動などのスペース）と静的ゾーン（休憩などのスペース）を適切に配置すること。屋外での運動の場（ランニングコース、健康遊具など）を確保するということが、内容的には言葉で箇条書きにして、絵的なものとしては敷地計画モデルと建築計画モデルという形にしております。建築計画につきましても具体的な形というよりもお互いの機能がどう連携しているのかというイメージ的な内容の表現に、今回は留めておくのがよいということで、これ以降につきましては色々な条件を外さない範ちゅうで設計的な提案をいただくことにしております。それから管理・運営の面で、運営手法の動向ということで、市の直接実施や指定管理者制度の導入も検討していきます。民間資源の活用というのが、効果的・効率的な施設の管理運営のため、民間企業の資源（ノウハウなど）の活用を視野に入れた検討を踏まえながら、ひとつとしてはスポーツ関連企業との連携のようなこと。総合型地域スポーツクラブ、スポーツ団体等との関係の中でより良い運営を目指していく必要があるだろう。管理運営の基本的な考え方としては、民間資源の活用によるサービスの質の向上と管理運営の効率化。それから地域の団体などとの連携や地域のネットワークの活用による市民利用の促進。利用実態、ニーズに応じたプログラムや利用方法の整備による継続的な利用の促進や施設の高効率利用を図る。

スケジュールにつきましては、当初27年度中ということでしたが、少し時間をおかせていただいて一応25～26年度に設計業務を行って、26年度中の着工、28年度中の開設というようなスケジュールで考えております。

概算事業費につきましては、今後の財政状況などを踏まえ基本設計・実施設計の中で具体的な仕様を決める中で判断をしていくこととなります。管理運営費につきましても、管理運営費の縮減に寄与する建設工事・施設整備・管理運営手法を今後とも検討するというので、基本計画の中ではまとめていくという内容になっています。

案1は、モデル的なものを入れるということで、少し今回の計画の中では具体的過ぎるのかということで、**原案**のような形で取りまとめたいと考えております。

本編の方で最後に資料編を付けさせていただいて、体育館の地域ルールに基づくコート配置図と今回の委員会についての概要、3番目に用語説明ということで参考資料に入れております。委員会名簿も入れさせていただいております。一応説明の方は以上でございます。

下村委員長 ありがとうございます。資料6で説明いただいた前回の意見を踏まえた修正箇所を中心に、気になるところをご意見をいただきたいと思います。

事務局（R I A） 19ページの下の方に想定される利用イメージというところで、大体育室は市民全体の大会の会場としての使用が想定される。また、競技種目は上表以外にも、インディアカ、スリータッチボール、バウンドテニスなどが想定される。市民大会開催時以外には、団体などの練習の場としてコートを区分して利用するなどが想定されます。

20ページの多目的スタジオは複数室設けることとし、各室とも20人程度でダンスなどの利用が可能な広さ、ダンスに必要なとなる設備を設ける。特に個人利用を促進するためのプログラムの導入や施設の導入に対する配慮が必要であるという形にさせていただきます。

事務局（R I A） 次の21ページの一番上の想定される利用イメージのところ、多目的スタジオでは、ダンスのほかアンケートとのニーズの高かったフィットネスやヨガ、卓球などの利用が想定される。また、スポーツや健康づくりに関する多様なプログラムを実施できるスペースとして活用することにより、個人利用の促進が期待されるという形で記載させていただいております。

下村委員長 ここが追加された箇所と言い換えてよろしいですか。

事務局（R I A） 必ずしも追加ではない場所もあるのですが、確認のためにここに書いております。申し訳ないですが、分けて表現しておりません。

下村委員長 それが清澤委員からの17項目がここにすべて対応しているということですか。

事務局（R I A） そのような形で、これはできませんというものもあります。2番目のランニングコ

ース等につきましては、21ページのところの健康増進機能の中でトレーニング室とか、体力測定室、ランニングコース等々の空間について記載させていただいております。このあたりが個人利用を含めて記載をさせていただいているところです。

下村委員長 どこがこれに対応して、どう修正されてこれでよろしいですかという確認をしておかないと、前回出てきた計画案と今回、意見を求めてどういうふうに対応としてはこう考えて、それがどこに載っていますということを言っていたら、分かりやすいですね。

事務局（R I A） いただいたご意見というのは前回もここにありますが、そのあたりの説明が拙いので申し訳ないことになっております。今言いましたように21ページのところに各機能を入れさせていただいております。

事務局（R I A） 4番につきましては明確には表現はしてありませんが、そういう主旨で今後検討することになります。

下村委員長 検討課題ということですね。有料にしていくというような方針は、基本構想ではまだ検討中だけれども、実際次の段階では委員会としての認識事項としては有料化されるだろうと。ただ基本計画の中ではそれが記載していません。それでいいと思います。

下村委員長 5番は大丈夫ですか。

事務局（R I A） 23ページの付帯機能で考えを述べさせていただいています。市民同士が交流できるものとして。

下村委員長 市民同士がというのは、23ページのどこに書いてありますか。

事務局（R I A） 23ページの下から3行目の付帯機能の滞留・飲食機能とかのあたりに書かせていただいております。

下村委員長 だいたいお分かりいただければ大丈夫かと思います。

事務局（R I A） それから6番は今回の検討外という答えです。7・8につきましては定義のところに多目的スタジオというのが先ほどお話をさせていただいた中でダンスという言葉を入れさせていただいております。全部、太極拳とかまでは書いてありませんが。エアロビクスなどに近い言葉は入れさせていただいております。フィットネス・ヨガ等の言葉ですが。

下村委員長 エアロビクスは、21ページの一番上のところですね。

事務局（R I A） これは多目的スタジオの中の想定されるイメージということになります。それから 9 番目の各種機械フィットネスルームですが、これは 2 1 ページの健康・増進機能の中で基礎体力の向上による予防医療のためということで、トレーニング室。ここでは日常的な基礎体力の向上による予防医療、体力・健康づくりの場ということで提案させていただいて、利用されるイメージとして健康増進器具による基礎体力作りをここでは考えております。ここでいわれている機械フィットネスルームというのは、どれぐらいのものを言われているのか分からないですが、今のところ健康増進を含めた施設の設備を考えております。

1 0 番 1 1 番については、3 番 2 番で出ていますので省略しております。1 2 番目については、2 5 ページの下のところにあります 5) の更衣室、2 6 ページにあります 6) のシャワー室です。更衣室のところロッカーも一緒に書かせていただいている内容になっております。

1 3 番の入口ホールに展示スペースの導入ということで、これは 2 4 ページの真ん中下で 3) エントランスホールというのがあります。この中で想定されるイメージで下のところ、スポーツに関する様々な展示が行えるような、柔軟性に富んだ展示設備の導入などが、想定されるという記述にしております。1 4 番目の会議室につきましては、2 5 ページのところ活動支援機能の 2) で会議室を取り上げさせていただいております。1 5 番については、基本的な考え方としてスポーツの活動を優先した施設という考え方をとっているため、特別に検討はしていないこととなります。1 6 番の臨時簡易観覧施設、移動式につきましても、2 2 ページの④観覧機能の 1) 固定式の観覧スペースを設けることで、今回はそちらで対応していきたいと考えております。1 7 番目の新体育館の外部デザインにつきましては、2 4 ページの下のところ 4) 外部空間という部分がございます、その中で市民の身近な交流・憩い・健康づくりの場とする。シビックゾーンのオープンスペースとの連携や安全で快適な歩行者動線の確保、ワクワクするような歩行者空間・屋外空間の創出などを検討する必要があるというように記載してありまして、静的なゾーンと動的なゾーンを周辺環境および施設の内外との関係性に配慮し、場の性格を適切に定めゾーニングする必要があるということにしておりおます。3 2 ページになりますが、これは整備計画モデルのところの重視すべき事項という中で屋外計画につきましては、歩車分離など適切な各種動線計画とすること、周辺の緑の活用・うるおいの創出など良好な景観形成に配慮すること、動的なゾーンと静的ゾーンを適切に配置すること、運動などと休憩などのゾーンを適切に配置すること、屋外での運動の場（ランニングコース、健康遊具など）を確保することというような形で記載してありまして、今後の検討の中でそれを反映していくという内容にさせていただいております。

下村委員長

ありがとうございます。今の修正箇所と本文基本構想本編の方のご確認をいただけたかと思うのですが、そのあたり何かご意見はございますでしょうか。例えば、修正いただいていた観覧スペースは質問項目で言いますと、例えば 1 6 番は動かさないものに観覧スペースは指定してありますけれど、これはこのままいって、実際にプラン・提案で可動式の提案が出てきたら、それはもう設計条件がダメということになるので

すか。

事務局 固定もあるということで、どういうものが出てきたかによると思いますので細かくは…。

下村委員長 細かくは書かずに観覧スペースを確保するぐらいの表現でしょうね。

事務局 今の原案がいい書き方かなと思っております。

下村委員長 ありがとうございます。この次に実際の基本設計をあげて実施設計にいくと思うのですが、だいたい基本計画の中で概略の年次計画などを入れたりとか、概算の予算を入れたりする場合は基本計画はあるのですが、今回はちょっとまだ未確定な部分も多いので予算の面と年次計画のおおよそのことが入ってはおりますけれど、どこからどう進めていくかというところまでは、まだ建物本体は27年度で、28年度で外構をやるとか、まだそれは決めきれていないということです。たぶん基本設計の段階で概算予算であったり、工事の概算費とかどう進めていくかの計画がもう少し詰めていく必要があるかと思うのです。ですから今回の基本計画の中では、パースとか外観図なども出てこないですし、書く場合もあるのですが、今回は出てこないような形で詰めていくという、これは進め方にもよると思うのですが、そういうところがあるのと、基本計画と言いつつもはたから見るとちょっと頼りないというような雰囲気、どこまで決まったのだというところがあるかと思うのです。少し気にしていますのはバブコメを出したときにどんなのができるのか分からないというご意見が、出てくるかもしれないのです。しかし、逆に書きすぎるとこれが一人歩きする危険性も実はありまして、今後どのように形自体も変わるし、配置もまだ結構決まっていない状態ですので、あまり出し切れないというのが実際にあると思うのです。おおよびしろが非常に多い基本計画になると思うのですが、そういう形で事務局も含めて私もそこまでしか今回無理なのではないかと思ひまして、このような基本計画になっているのが大前提にあることをご理解いただきながら、次に資料3の方のご意見をいただこうと思います。

まずは、基本構想はこれでよろしいですか。

基本構想は、前回まとめましたが、また、最初に基本構想が入っていますね。

事務局 別冊で作っておりますので、おさらいという形です。

下村委員長 おさらいになっているのですよね。基本計画ということでそれでいいと思うのですが、基本計画と書いてあって開いたら基本構想と書いてあるのです。

目次のあと、1番が基本構想ということで、では基本計画はどこからなのかということがありまして、2番が次に基本計画に入ってくるのかと思ったときに、施設整備に向けた諸条件の整理になっています。それで基本計画は、基本構想のどこを引き継いでいるのかと言われたら、1の基本構想のところなのです。だから表記をどう考え

るかなのですが、全体が基本計画ですが、中には基本計画という言葉が一回も出てこないプランになっているのです。

皆さんが違和感を感じられなかったら、これで良いと思うのです。

1の方は基本構想を踏まえて基本計画で取り上げる基本コンセプトなのです。1と書いてあるところですが、基本計画は間違いないのですけれど、基本構想に向けて基本計画の中で基本構想から引き継いできた基本計画を考えていく上でのコンセプトなのです。これが、基本構想を導入いただいている1-1から1-3という形になりますので、そのあたりがどうかという気もするのです。

なぜ、新体育館は建て替える必要があるのか、時代の要請だとかというのは基本構想で書いてあるから、基本計画では書かないということですね。基本コンセプトはこうで、整備方針はこうでというのが基本構想で考えたのをこう持ってきましたという、位置づけで表紙をめくったときに、基本構想と書いてあるということですね。

基本計画の最初に基本構想がでてくるのはちょっと紛らわしいところも実はあるというのはそういうご理解いただけたらと思います。

構成はこれでい겠습니까。よろしいですか。

2から基本計画と書かなくても良いですか。

事務局（R I A） 報告書が分かれていますので、そう仕様書がつくのでこういう形態をとらせていただきました。基本構想を受けてやっているという流れで、記載してもいいのかなと思ひまして。皆さんがどう受け取られるかというのは確かにあると思ひます。

下村委員長 皆さんが違和感なければ、これで結構かと思ひます。先ほど言ひましたように基本計画がここからだという話がないので、全体が基本計画といへば基本計画なのです。

桂委員 構想があつて計画なのですけれども、1ページでまた基本構想となつて基本コンセプトになっているから、どつちがどうなつて基本構想はここでも説明してあるからそれでいいのだと納得はするのですけれども、私も勘違いしやすいかと思ひました。

事務局 構想の振り返りということで1はさせていただきます、2以降が計画編ということに。

下村委員長 アラビア数字のⅠ、Ⅱぐらいを入れておいても良いと思ひます。

事務局 そのような形でさせていただきます。

下村委員長 基本計画策定に向けてが、最初にありまして、それが基本構想から引張つてきていますというニュアンスがここで出た方が、初めてみる方には親切かなという気がします。基本構想と基本計画は、別々にパブコメをするんですか。

事務局 基本計画のみです。

下村委員長 そうですね。だいたいそうなのです。基本構想は策定したという背景が分かるように、少し工夫しましょう。

事務局 分かりました。

下村委員長 内容は説明いただいたとおりですので、構成だけ少し事務局と委員長で相談させていただくというご理解でご了解いただけますでしょうか。

桂委員 今のところで2点だけよろしいですか。ひとつは22ページの下の観覧スペースのところで、前段の観覧席というのは分かるのですけれども、後段に大体育室上部のランニングコース後方に設けというように表現されています。5段くらいのものかなとイメージがつくのですが、前方はホールのメインになってポールを立てたりというイメージで思っているのですね。後方というのは、縦長の長方形だとしたら片一方の後ろの方だけしかしないのですか。回り2段くらいで横の方は5段くらいあってとか、そういうところが多いと思います。

事務局（R I A） イメージとしては大体育室があってその上にランニングコースが回っていて、その外側というそういうイメージです。

山田委員 後ろでしょう。観覧席の上。

桂委員 後方と書いてあるから、四角になってこっち側だけだったら絶対に手すりのところにみんなが立つのです。

山田委員 上という意味、イメージではないのですか。

桂委員 もちろん上です。2段の上なのですけれども、ランニングコースは外側を走るのですけれども、その前に手すりがあって「手すりにはもたれるな」とはどこでも書いています。後方と言われる意味は、大型ビジョンなどがあつたら前に旗や幕を上げたりしますよね。その片方が5段、横の方は2段くらいのところが割合と多いと思うのですが、この意味で固定して後方すると横がどうなるのだろうかとなりませんか。

岡本委員 色々なパターンがあると思うのですけれども。体育館が長くなっていればこっち側（長手）だけに5段6段の観客席があつて、ここはランニングコースだけというという体育館もあります。

桂委員 小さい体育館ならそれでしょうがないと思いますが…。

岡本委員 要するに2列くらい観客席を作つてその後ろにランニングコースを作る。それがベ

ストな方法だと思うのです。

事務局 今後、設計で詳細は検討してまいります。競技スペースの上を張り出しますとアリーナの面積も大きくなってきますので競技スペースを確保する必要があると思いますので、ランニングコースは上で。

桂委員 上のことです。観覧スペース後方にとだけにすると、意味が取れなくて、設計するときに横とか回りとかというのは合わなくなる。

事務局 横も含めて後方。ランニングコースの外側という意味合いです。

柴田委員 後方と書かないで上部にランニングコースを設けるぐらいの表現で良いと思います。

下村委員長 ご提案なのですけれど、上部と書いたらいいのか、上部は決めた方がいいと思います。上部に設置し、観覧する人とランニングする人との交差を妨げない設計とするとか、工夫するとかぐらいであとは別に階段室の下をランニングコースを作ってもらってもかまわないし、後ろでもいいですし、前は乗り出してくる人がいるので、その交通整理だけはキッチリすれば良いと思います。どこに置きなさいは条件ですので、そういう工夫をするだけでいいかもしれないです。皆さんが言うておられるのは邪魔になるとかという話で見たい人は見たいし、乗り出す人もおられるし、走る人は走る、それがお互いに動線と留まるスペースを確保して確認してくださいと書けば設計者は配慮すると思うのです。

事務局 後方というのをとらせていただこうと思います。

下村委員長 具体的になりすぎているかもしれませんが、上部の形はほとんど決まりですね。

清澤委員 委員の間でこういうイメージのものができるということは、ある程度共有しておく必要があると思うのです。この施設構成は、あまり細かなくて、2室あるのなら部屋数を2つ書いておくとか、あるいはこれは何人用の部屋であるとか、そういうことが分かるようにしておいた方が良いでしょう。設計を出す場合は、そのあたりの自由度を縛ってしまうと思うのですけれども、この体育館の大きさというのはだいたいこういう長さでそれに付帯してこういう部屋があるというように、少し細かいデータがあればと思うのです。そういう意味では漠然としているのかなと思うのです。パブリックだとか設計のためにあまり制約をしないという意図から、ある程度丸めておく必要があると思います。ここでは、だいたいこれぐらいのものがこんな形であって、付属して用具室やトイレなどの使用について、具体的に分かった方がいいのではないかなと思うのです。

下村委員長 大小2部屋あって、どういう機能で使うのが最低条件として書いておいたらいいの

です。部屋は、少なくとも2つ欲しいのだという意向で例えば会議室にしましても…。

清澤委員

基準が動いてもいいと思うのですが、このランニングコースでも2人走れるのかとか、一人だけなのかとかあるいは一周で何mくらいあるのかとかいうことを、少しは理解しておいた方が良くはないかと思ったのです。

下村委員長

限定しすぎると自由な提案が、私が体育館を設計したわけではないですけど、ちょっと傾斜のところを走らせたり、階段のところ車いすの8%でいくところを実際はランニングコースとして設計して、こういう回遊性があって裏も走れるしアップダウンができるような提案がされたとします。それで戸を開けておいたら屋外の廊下の下も一緒に走れて、そういう回遊性でいたい短い距離だけれどアップダウンするためで全長500m走れるという、分からないですけどそういう提案をしてきた人たちがいたとしたら、あまり書きすぎますと屋外と屋内とを雨や風が吹いてくるかもしれないけれども、そういう提案というのが消えていくような気がします。例えばランニングにつきまして、ただ部屋については本市では、NPOの方だとかスポーツ団体の方がおられて、共同で開催するときには、大きいものと小さいものを併用する可能性があるんで、ひとつ作るのではなくて大小2つ作って欲しいとかそういうところを、最低おさえておかないといけないと思うのです。

事務局

そのお話につきましては前回、委員会からも頂戴しましてそのように今回までに詰めさせていただき計画まで運ばせていただいております。例えば武道室であれば畳敷きと板敷き1室ずつであったり、ランニングコースであれば2人同時に走行できるかという、最低限市として造っていきたい部分については書いていくという状況でした。あえて細かいところまで書いていないところはそういうような主旨でございます。

下村委員長

私たちが体育館を利用したりとか、団体さんが利用したりだとかして最低これぐらいは欲しいところが満足できているかぐらいを確認いただいて、地域性といいますかスポーツが非常に盛んなところと、そうではないところとか、都心部にあるとか郊外地にあるとか、使い勝手というのは色々場面々で違うと思います。本市に関しては、最低これぐらいは欲しいということをこの基本計画でおさえておく必要があろうかと思っておりますので、そういう目で見えておいていただいて、基本設計の段階ではもう少し具体的に煮詰まった段階になろうと思います。体育館はそうですし、あとの生涯学習複合施設の方もやはり本市としての生涯学習のあり方みたいなものをちゃんと踏まえながら基本設計の中では反映していただかないとやはりダメだと思いますので、少しおよびしろがあった方が逆に、清澤委員どうでしょうか。

清澤委員

結構大きなイメージが皆様方にあると思うのです。総面積でおさえられているから、できてくると割合とこじんまりとしたものが出来上がってくるという危険性もあるわけです。そのへんがよく分かっていない、私自身も分かっていないのです。

- 下村委員長 もう少し先になってくると実際の仮模型ができて、これぐらいのところでこんなスペースがあってという話に本当はなっていくのでしょうか。
- 今のご意見を参考にしながらですがどうでしょう。あまり詳しく形を決めずに、もう少し柔軟性がある方がよいということによろしいでしょうか。
- 桂委員 山田委員や岡本委員が詳しいかもしれないですけど、バレー、バスケット、バドミントンとかはどこも人数が多いですね。ハンドボールはおられないのですか。昔はグラウンドでやっていましたが、体育館でやっている市もあります。している人が少なければバレー、バスケット、バドミントン、卓球ぐらいで書いていていいのですけれど、ある程度でもやられている方がおられるのであれば、室内競技なのでハンドも、名前だけでも入れておけばと思います。
- 山田委員 ハンドはあまり聞かないですね。
- 岡本委員 フットサルの方が、サッカーから移行するようなことは聞いていますが、フットサルがもし体育館でできるようであれば、ハンドボールも同じようにできると思うのです。フットサルの方をどのように考えておられるますか。
- 事務局（R I A） 大まかに見ると、4 6 m ぐらい最低がハンドの場合は長手の方がいるようです。ぎりぎりぐらいですね。もうちょっと大きい4 5 ぐらいで今みていますので、4 6 ぐらいまでいけそうですが、横手の方は2 4 m ぐらいがあれば、最低は。公式ルールのマニュアルに合わせると5 0 m ぐらい必要になってくるようです。コートの外5 m ずつ余裕空間があるようですが、ちょっとそれはしんどいのかなという感じがしますけれど、微妙な大きさなので入れられないことはありません。
- 岡本委員 フットサルも書いていませんが、あとで入れる場合防災関係が邪魔になったりするので、もしされる人たちが多いようであれば、始めから考慮した設計をすることが大切です。
- 下村委員長 それではハンドボールに関しては、「考慮しない」ではなくて「記述しない」ということで。
- 事務局 あまり盛んではないという声もありましたので、どうなるのか。
- 桂委員 体協などで、つかんでおられて、それで中学校でも1・2校でもあれば、やはり。
- 下村委員長 今はテレビを見ていても世界大会に行くといっているもやはり体育館ですものね。
- 事務局 どこまでの競技を許容するかにもよります。

下村委員長 現行のバレーやバスケットボールというのでよろしいですか

事務局（R I A） 今後、敷地が決まって微妙なところが、先ほど説明した競技の大体育室より長さが少し46mに足りない。1mほどですけれども。少し大きいのがいるというのが今の状況だということです。

下村委員長 記載としては現行でいくということで委員会としては、ご意見はあったけどいいという形で納めさせていただいてよろしいですか。
はい、ありがとうございます。

稲毛委員 27ページ最後の防災機能の③で1行だけ、非常に簡潔に書かれているのですが、災害時の避難所になるとか、施設や敷地など全体的に色々なことを含めて、デザインとか機能面で考えられるのかなという気がします。できれば防災絡みであとでもう少し書いていただければと思います。

下村委員長 貴重なご意見だと思いますので、書くとしたら地域防災計画に基づきとか、鑑みてとか書けますか。

事務局 地域防災計画は見直し中ですので、この体育館の位置づけがまだされていないので。

下村委員長 それでは、地域防災計画を鑑みとか。まだ書ききれないですか。

事務局 まだ見直し中の中でおそらく入るのだろうという想定はされるのですが、その中で防災の備蓄倉庫であったり、と思いますので実は当初案では、入っておったという経緯があって、徐々に削っていったという経過があるのです。

下村委員長 内部での調整が必要ですが、地域防災計画を無視した計画案というのはないので、計画に準じた対応をするというふうに書けば、防災拠点であったりとか広域防災拠点になるのか、また一時になるのかとか、そのあたりの位置づけは変わってくる可能性は含んでいると思うのですが、書ききれませんか。

事務局 全体のスケジュール的に来年度体育館の設計に入りまして、基本設計を来年度中にほぼ終わるようになるのですが、防災計画自体の見直し作業が来年、再来年ぐらいまでかかるということなので、準じるというのも中々むずかしい部分では実はあるのです。

下村委員長 府からの計画は出たのですか。年明けになるとか年内・・・

事務局 まだ出ておりません。

下村委員長 遅いですね。ちょっと遅れているような感じですね。

事務局 我々も入れたいという思いは、同じでございます。

下村委員長 必要な整備をして整備計画に反映する。諸室設備、空地ですね入れるとしたら。

事務局 空地です。

下村委員長 それぐらいを考慮しなければならないというニュアンスは、建物本体のみならず敷地全体であるというニュアンスをもっておけば、少しは幅が広がるかもしれないです。空地の持つ意味というのは一時避難とか、それから広域で避難地になったりとか体育館、生涯学習もそうですけれど、敷地全体がそういう計画になり得る可能性があるのです。そういうところはニュアンスを入れておいた方がいいかもしれないです。即答はできなければ、必要な諸室、設備もしくは空地、空地それとも敷地。空地でしょうね。それか空地はなくて、部屋と設備。もちろん耐震を考慮しておかないとだめですし、今だったら防火も考慮しておかないとだめです。というように最低限必要なものは考えていると思いますけれど、提案で耐火構造物でないものは、準防火化してどんどん広げています。

事務局 門真はほぼ全域準防火に変わっています。

下村委員長 特に市街地は、このようなところではそうだと思います。他の制度で決まっている要件というのはたくさんあるので、そこをおさえてきはるのは間違いないと思うのですけれど、さらにここでどこまで配慮して書いておくか、やはり手薄いのではないかというご意見があったので、もう少しどう書くかですね。

だから、建物のことを書いてあるので入れるのだったら敷地全体のことを一応書いておくかどうか、地域防災計画が難しいのであれば空地も考えていますと。その根拠となるのが、本当は地域防災計画であり建築基準法であるということだと思いのです。

事務局 具体的にどう盛り込むかは、中々書きづらいというのはありますけれど、例えば都市防災に寄与するという文言はいれられるのかなと思います。市街地に接していますので、そのあたりを入れるということ。

下村委員長 ご指摘のあったように入れておいた方がいいような気がします。皆さんもしよろしければ都市防災に配慮するとかの文言を整備計画に必要な諸室、設備などの整備を検討し、都市防災に配慮した整備計画とする必要があるとか、何かそういう文言を入れていただければと思います。よろしいでしょうか。ありがとうございます。他、いかがでしょうか。

資料3ですが、この資料3につきましては、2案がでておりました前回の検討会におきまして、少し具体的に敷地わりなどを書きすぎるとデザインが規制されたりするの

で、もう少し緩やかなところでおさえておきましょうということで原案といいますか、表の方の裏表、こっちの方が第1提案ということで説明があったわけですけど、これについていかがでしょうか。

川村委員 配置計画のところに記載の3番目なのですが、周辺公共施設と調和した上質なデザインとすることということなのですが、これはおそらく将来、完成するであろう街にある周辺公共施設ということだと思うのですが、現状の周辺公共施設というこの年次からしますと、旧のままでございますのでおそらく設計される方はどこを見たら良いのか思うのです。年次からすると民間の組合との連携もありますので、難しいとは思いますが少し書きようをお考えいただいた方がよいのではないかと思います。

下村委員長 これは、「将来の」と書けばいいですか。

川村委員 それはちょっと難しいですね。周辺の街づくり計画が今ありますので、各々その連携をというような観点で記載がございますので、できればそのあたりで合わせていただけたらどうでしょうか。

下村委員長 ご指摘いただいたのは裏ページの右上のところの3つ目、周辺公共施設と調和した上質なデザイン。現行の周辺公共施設と合わせたら大変なものになるのではないかとのことですね。

川村委員 どこと合わせたら良いのだろうかということですか。

森本委員 はすはな中学校がイメージのひとつにはなるでしょうね。参考になるのはそこぐらいで。

事務局 事務局としてもそこが対象になるかと思えます。

下村委員長 それに関連して、左下のところの建築計画が配置計画に変わったところの2つ目もそうなのですが、施設と外部空間の一体性・連続性を確保した計画とする。これはこの地域が都市マスタープランで中心市街地に置かれていて将来街づくりを進めていく地区ですので、そのあたりのニュアンスが、例えば周辺状況や地域の将来像を考慮した施設と外部空間。将来の姿を見極めて、というのが先ほど川村委員がお話いただいたのと似たような話ですけど、やはりこの地域を先導していくような施設になって欲しいというニュアンスが、この2箇所に表示されている方が良いのではないかと思います。

柴田委員 そこで文化芸術振興条例に、都市の景観や文化的視点に配慮するということが、謳われているのですがそのデザインのところに文化的視点を取り入れたとかというのはいかがですか。

下村委員長

それはおかしくないと思います。地域の文化というのが実は中々難しいところがあるのでですけど、文化的景観というのはどんどんと今進められている状況ではあるのです。文化的景観というのは都市周辺のところで良くやられておりました、文科省でやられているところが多いのです。大阪府内では泉佐野の社会教育課が担当されておりました、私もお手伝いしているのですけれど、そこでは文化的景観と銘打って、全国でやられている文化的景観というのを進めているのです。文化的景観というのを都市の中に収めていくときに、文化という理解が結構難しいのかなと思うのです。

【録音機不調により、以下より要約文書記載】

例えば、「将来の姿を見極めて」や「地域を先導していくような施設」というニュアンスの表現に変更するという形でよろしいでしょうか。

他に何か意見等はございませんでしょうか。よろしいでしょうか。
それでは、時間も押し迫っておりますので、生涯学習の方に移りたいと思います。
事務局の方で説明をお願いいたします。

事務局（RIA）

前回の策定委員会でいただきましたご意見等につきましての採用項目等を中心にお話させていただきたいと思います。

資料4と資料6を見ていただければと思いますが、資料6の緑色で塗ってあるものが生涯学習複合施設に対するご意見ということで、1は提案資料への対応として、それから2では、委員会で出ました意見への対応ということで、4ページの方に書かせていただいています。

資料6、2ページの19番でございますが、ギャラリー・小美術館機能につきましては、本編の24ページの展示ギャラリーの部分にて記述しております。また、「個展開催が可能な小規模諸室の設置も検討する」という一文を追記いたしました。続きまして、20番目は、本編24ページの工作室・絵画室にて対応可能であると考えています。21番は24ページの多目的室、22番目は同ページのホールで対応可能であり、23番は25ページのサポーターズルーム、交流・休憩スペースにて対応可能であると考えております。24番につきましては、本編には記述してはませんが、市民団体や民間企業など多様な主体と連携できるような枠組みを想定しています。ただ、具体的な仕組みについては、今後、施設計画とあわせて検討していく必要があると考えています。25番ですが、こちらも本編には具体的に記載してはませんが、設計の段階での検討を想定しているため、基本計画の3-4.では、「歴史・文化などの地域性を活かした『門真らしい空気感』が感じられる内外のデザインとすること」といった記載にとどめ、設計者による自由な発想・設計が可能な書き方としております。26番の飲食については本編26ページのカフェにて対応可能であると考えています。物販については、本編にて具体的な記述はしてはませんが、民間のノウハウ

等の活用が効果的と考えられるため、管理運営とあわせて検討する必要があると考えております。27番につきましては、基本計画では、仕様は設計者による自由な発想・設計が可能な書き方としています。28番については、先ほど説明いたしました個展が開催可能な小規模諸室にて対応可能であると思いますが、照明等の設備については、設計の段階にて検討することを想定しています。29番のエントランスに対する提案については、多目的で自由な憩いの空間であることや外部空間との一体性などのエントランス空間の基本的な考え方については、基本計画で記述し、カフェや中庭展示などについては、設計者による自由な発想・設計が可能な書き方としています。30番の情報発信に関する部分ですが、基本的な考え方については記述しているが、具体的な情報発信の内容については、運営とあわせて今後、検討していきたいと考えております。31番のフリースペース、アーティストの住込み制作等についてですが、公共施設であることから、特定の個人が独占的に使用する可能性があり、導入は難しいと考えております。32番は先ほどもありましたサポーターズルームにて対応可能です。33番のアートクラフトコーナーは、エントランスや多目的室、ホール、個展開催可能な小規模の諸室にて対応可能であると思われませんが、管理運営とあわせた検討が必要だと考えております。34番の門真の各種資料ゾーンの導入、門真の独自性の発信は、各種資料ゾーンは図書館部門が担うこととし、門真の独自性の発信展示等については、各部門が連携し、エントランス等を利用することで効果的に行えるものと考えております。35番の外部空間、駅前空間に対する提案ですが、基本計画では、33ページの部分において、外部空間の基本的な考え方について記述し、設計者による自由な発想・設計が可能な書き方としています。34番につきましては、21ページの読み聞かせ・児童図書ゾーンにおいて、35番は22ページの研究個室、グループ学習室において対応可能です。36番のIT機器の導入については、利用方法等も踏まえ、IT機器の導入については慎重な取り組みを行うこととしています。37番の視聴覚室は23ページの会議室や24ページのホールにて対応可能です。38番の蔵書資料検索機の導入については、22ページの情報検索ゾーンに設置する予定です。39番の野外ステージの設置につきましては、敷地外への意見ということもあり、基本計画では33ページにて駅前の広場空間との連携として記述しております。

続きまして、資料64ページの2. 委員会での意見についてですが、5番の読み聞かせ準備室は、読み聞かせに関する諸室に含まれ、具体的には設計の段階にて検討することとしております。6番の図書館の職員会議室は、現時点では事務室内に、打合せスペースを設けるようなイメージで想定しており、具体的には設計の段階にて検討することとしています。7番の施設の連携については、本編の36ページ、管理運営の基本的な考え方の部分において、本施設と他の施設との連携により、生涯学習環境を充実させる、と記述しております。8番の地域の企業や産業に関する資料を提供するサービスの検討については、窓口カウンターゾーンでのレファレンスサービスにおいて対応するとともに、展示ギャラリーの企画展の一例として、地域企業紹介などを行うことも想定しています。9番の機能の名称が空間を指すものと行為を指すものが混ざっているという意見についてですが、意見を受けまして、ホール機能、展示機能をあわせて、「発信・体感機能」とし、学習機能を「学習・創造機能」と名称を変更

いたしました。10番のホールの規模につきましては、表現を、「ホールの規模は、100人から150人程度収容可能なものを2室」という形に変更いたしました。

概要版につきましては、構成は体育館と同じような形になっておりまして、本編にあわせてこちらも修正しております。また、生涯学習の方も、原案と案1がありまして、原案が裏面の図面がないもの、案1が体育館と同じ体裁のものとなっております。説明は以上でございます。

下村委員長 何か意見等はございますでしょうか。

柴田委員 体育館の方でも議論になった部分についてなのですが、33ページの建築計画の部分ですけれども、「歴史・文化などの地域性を活かした『門真らしい空気感』が感じられる内外のデザイン」とありまして、「門真らしい空気感」とは何かという議論はあるかと思いますが、先ほどの議論はこういった主旨のことなのかなと思います。

また、防災機能の部分についても、生涯学習の方では少し詳しく書かれておりまして、体育館の方もこれらの部分とあわせた書き方が良いのではないかと思います。

下村委員長 そうですね。敷地計画や配置、建築計画の部分と防災機能の部分は、内容を見る限り表現をそろえてもよいかと思います。

桂委員 少し気になる表現があったのですが、25ページのサポーターズルームのところで、「団体の活動支援のための部屋とする」とありますが、部屋というよりスペースとしてはいかがでしょうか。

私の住んでいるところの近くの施設にも、地域の団体の方が利用できるスペースがあるのですが、壁などで囲われておらず、開放的で自由に使える、非常に良い空間となっています。

スペースとしておけば、イメージに幅を持たせることができると思います。

下村委員長 サポーターズルームをサポーターズスペースにという意見でしたが、これまで様々なご提案をいただいた清澤委員、いかがお考えでしょうか。

清澤委員 ホールに色んな機能を付加していくという大きな流れのなかで、こういった団体活動の機能はしっかり確保しておいた方がよいかと思います。ただ、それが部屋なのか、スペースなのかという点につきましては、今回の基本計画では幅を持たせた表現にすることですので、スペースという表現でよいかと思います。

下村委員長 表現としてはスペースにとどめておいて、実際に部屋となるのか、コーナーとなるのかは設計者の提案等によるといった形でしょうか。

石原委員 サポーターズルームは団体が打合せするところですよ。

- 下村委員長 それも一つの利用形態ではありますが、提案しだいになるかと思います。
- 石原委員 やはり小さくてもよいので部屋であった方がよいと思います。打合せをすることやロッカーなどを置くことを考えますと、きちんと鍵がかかって管理されている部屋の方がよいと思います。
- ここに書いてあるロッカーは団体の方が利用する普通のものでしょうか。それともコイン式のものでしょうか。
- 桂委員 両方置くのではないのでしょうか。
- 石原委員 そうですか。それでも団体用のロッカーを置くのであれば部屋であった方が管理上良いと思います。ただ、全団体分の部屋、ロッカーを用意することは難しいと思います。
- 桂委員 部屋でなくても非常に良い使われ方をしていますよ。茨木市にあるのですが、一度見に来ませんか。団体の皆さんが活発に使われていて、交流もありますし。
- 現時点で部屋と表現して、空間を制限しなくてもよいのではないかと思います。
- 下村委員長 基本計画の中では、どうでしょうか。部屋とするか、スペースとするか。
- 事務局はいかがでしょうか。
- 事務局 基本計画ではスペースとして表現し、コーナーとするのか、部屋とするのかは、提案や設計の段階で決めていけたらと思います。
- 本委員会は全て議事録を取っておりまして、委員の皆様の見解は記録に残ることになっております。設計者は当然、本委員会の議事録を見ますので、皆様の意見は設計の段階においても考慮していくことになると思います。このため、意見等がございましたら、この場で発言していただければと思います。
- 下村委員長 事務局の方には今の部分についてはしっかりとメモを取って頂いて記録に残しておくようお願いいたします。
- 他に意見等はございますでしょうか。
- 宮本委員 加えてほしい部屋があるのであるのですが。
- ふれあいまつりなどのイベントの際にダンスを行うのですが、その着替えのための室を加えてほしいのですが。もし、基本計画に書かれているのであれば、それがどこにあたるのかを教えてほしいのですが。
- 下村委員長 それはイベントの際にだけ利用する部屋ということですね。それは少し難しいですね。

宮本委員 いえ、いつも使うのです。例えば、フラダンスの練習ですとか。フラダンスの衣装で電車に乗って施設に来るわけではありませんので。

下村委員長 そうですね。ダンスですと多目的室で行われると思いますが、多目的室の説明にはダンスや健康体操、ヨガ等があげられていますので、ある程度はくみとれるかと思いますが。例えば、「動的な活動を行う部屋および準備室を設ける」としてはどうでしょうか。

宮本委員 着替えのための部屋というのがそれで読み取れるのであれば。

下村委員長 事務局いかがでしょうか。

事務局 前文にダンス、健康体操、ヨガという言葉もありますし、準備室という表現で十分読み取れると思います。

宮本委員 わかりました。着替えという表現が絶対必要ということではありませんので。

下村委員長 はい、ありがとうございます。他に何か意見はございませんでしょうか。

川村委員 24ページの展示ギャラリーのところですが、「個展を開けるような小規模な諸室」とありますが、「小規模」と限定しなくてもよいのではないのでしょうか。

下村委員長 ここだけ具体的ですね。別に大規模でも良いですからね。では、小規模という表現をとるということでよろしいですね。

他に何かございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、本日の委員会は閉会とさせていただきますよろしゅうございますか。

それではここで事務局へお返しします。

事務局 それでは、事務局からご説明します。今回ご検討していただきました内容を修正して、パブリックコメントを1月17日から2月7日までの3週間、実施いたします。

次回第7回策定委員会は、平成25年2月18日（月）午後2時からに門真市立文化会館3階第3会議室にて実施いたします。

なお、案件といたしましては、基本計画（案）の最終確認を予定しております。

下村委員長 それでは、以上をもちまして、第6回門真市新体育館・生涯学習複合施設建設基本構想・基本計画策定委員会を閉会します。委員の皆様、ありがとうございました。

一以上